

○ 鈴鹿工業高等専門学校運営規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 2 号
最終改正令和 8 年 3 月 23 日

鈴鹿工業高等専門学校運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営会議)

第 2 条 本校に、本校の教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議し、もって本校の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(運営諮問会議)

第 2 条の 2 本校に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(室の設置)

第 2 条の 3 本校に、本校における特定業務について企画立案し、及び実施する組織として次の各号に掲げる室を置く。なお、各号に掲げる室には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) リスク管理室
- (2) 教学 IR 室
- (3) 学生支援室
- (4) 広報室
- (5) 男女共同参画室
- (6) 国際交流室
- (7) 入試対策室

2 前項各号に掲げる室は、本校教職員の兼務者をもって組織する。

3 第 1 項に掲げる室は、本校の組織運営を円滑とするため第 4 条に掲げる委員会と連携して業務を行うものとする。

4 室及び担当の業務に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(対策本部及び対策等委員会)

第 3 条 校長は、本校において発生する緊急かつ不測の事象（以下「危機事象」という。）を速やかに対処するため、危機事象に応じて対策本部を設置することができる。

2 対策本部に関し必要な事項は、校長が別に定める。

3 校長は、対策本部の設置に至る前に、危機事象に対する初動対応又は未然防止のため必要と判断した場合は、その対策又は調査を行う委員会を組織し、指揮するものとする。

4 前項に規定する委員会の名称、任務及び構成は、その都度、校長が決定し、当該委員会の庶務は原則として事務部長が処理する。

(委員会)

第4条 本校に、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置き、校長が委員長となる。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) 教員選考委員会
- (2) キャンパス整備・マネジメント委員会
- (3) 入学試験委員会
- (4) 情報セキュリティ管理委員会
- (5) いじめ防止等対策委員会
- (6) 安全保障輸出管理委員会
- (7) 総合安全管理委員会

2 前項に規定するもののほか、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が指名した教職員が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置く。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 自己点検評価・改善委員会
- (3) 教務委員会
- (4) 学生委員会
- (5) 寮務委員会
- (6) 研究推進委員会
- (7) 情報委員会
- (8) 図書・文化委員会
- (9) 安全衛生委員会
- (10) ハラスメント防止等対策委員会
- (11) 進路支援委員会
- (12) 全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委員会
- (13) 支援検討委員会

3 前項に掲げる教務委員会、学生委員会、寮務委員会及び総務企画委員会にあっては、年度の初めに、当該年度における運営の方針を校長に報告するとともに、教職員に周知しなければならない。

4 第2項に掲げる委員会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容（当該委員会が設置する分科会及び部会における審議内容を含む。）を当該年度の末までに取りまとめ、校長に報告しなければならない。

5 第1項及び第2項に掲げる委員会に、必要に応じ委員長の職務を助ける副委員長を置くことができる。

6 副委員長は、校長が指名するものとする。

7 委員会及び担当の業務に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(任期)

第5条 第4条に規定する委員会における委員（役職による委員を除く。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、当該年度の末日とする。

3 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 第4条に規定する委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(分科会)

第7条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について調査検討し、審議するため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会において決定した事項については、当該分科会を設置する委員会（以下「設置委員会」といい、第8条において準用する。）において決定されたものとみなす。

3 分科会において審議又は決定した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するものとする。

4 分科会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。

5 分科会の任務、組織及び分科会長等は、校長が別に定める。

(部会)

第8条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について課題等を整理し、当該委員会の決定した事項を実施するため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会において整理及び実施した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するとともに、その活動内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。

3 複数の部会にまたがる専門的事項を調整し、その整理に当たる場合には、設置委員会の委員長の指示により関係する部会を合同で開催することができる。

4 部会の任務、組織及び部会長等は、設置委員会の議を経て校長が別に定めるものとする。

(推進会議又は主事補会議等)

第9条 第4条に規定する委員会に、その審議を円滑に進めるため、必要に応じ推進会議又は主事補会議、協力会議、ワーキンググループを置くことができる。

2 推進会議、主事補会議、協力会議、ワーキンググループは、設置委員会の議を経て校長が別に定めるものとし、ワーキンググループについては、任務終了後は解散するものとする。

(審議事項の報告)

第10条 第4条に規定する委員会で審議された事項については、必要に応じ運営会議に報告するものとする。

(教職員会議)

第11条 本校に、校長、副校長又は校長補佐が必要と認める事項について教職員に周知し、又は意見交換を行うため、教職員会議を置く。

2 教職員会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(雑則)

第12条 この規則の取扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、校長が決定するところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際の委員会委員（役職による委員を除く。）の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、任期の終期は平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行し、平成23年5月31日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則入試対策室

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。